マイナンバーカードの再交付手数料に関する再質問主意書

提出者 早稲田夕季

マイナンバーカードの再交付手数料に関する再質問主意書

費補助金に関し、 元年九月三十日にしか改正されていない。 が ば概ね三月末に「個人番号カード交付事業費補助金交付要綱」 るのか。 毎年度改正されることになるが、要綱は、 令和三年三月九日付の答弁書(以下「前答弁書」という。)の一において、 総務大臣の決裁もせずに差し替えているならば、 (略) 毎年度の予算編成過程において検討するもの」と記載されているが、 要綱第四条の別紙二は、 平成二十七年十月三十日、平成二十八年九月二十七日、 森友学園案件の際に、 (以下「要綱」という。)第四条の別紙二 総務大臣の決裁もせずに差し替えてい 「個人番号カード交付事業 決裁をせずに公文書を差 毎年度なら 令和

(製品不良、 令和三年二月二十五日提出の質問主意書の二において、 火災、 盗難、 交通事故等) についても、 補助金交付要綱では無料にもかかわらず、 「天災以外の本人の責によらない場合の再交付 葉 Ш

し替えたことと同じで問題ではない

か。

中野区、 相当額についても補助対象としているところであり、今後ともその趣旨の徹底を図ってまいりたい。」と 対馬市では有料とされ」ていることについて、 前答弁書の二において 「当該再交付に係る手数料

答弁しているところである。

付は自治事務なので市区町村が判断すればよいとの回答だったため、 民課では、 して、天災以外の本人の責によらない場合の再交付については有料と明確化している。 しかしながら、住民の話によると、 制度当初の五年以上前から有料にしているが、前答弁書の後に総務省に確認したものの、 前答弁書で指摘されているにもかかわらず、東京都中野区の戸籍住 東京都中野区のウェブサイトを修正 再交

これでは、 今後ともその趣旨の徹底を図ってまいりたい旨の前答弁書は、 虚偽答弁ではないか。 政府の

見解を問う。

 \equiv 別区 号の利用等に関する法律 法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と規定され、 き役割に係るものであって、 前答弁書の二において、 の区長を含む。)が行う」とあるが、 (平成二十五年法律第二十七号) 「個人番号カードの交付は、 国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものである。 個人番号カードの交付は、 行政手続における特定の個人を識別するための番 第十七条第一項の規定に基づき、 自治事務ではなく、 同法第四十四条をみると、 国が本来果たすべ 市町 村長 地 方自治 (特

置すると、 東京都・ 中野区のように、 個人番号カード交付事業費補助金と住民からの手数料の二重取りや誤徴収、 制度当初の五 年以上前から補助対象であるにもかかわらず有料という扱 住民から徴収した を放

にもかかわらず、その適正な処理が確保できないため、 手数料分を職員が横領するなどの問題が生じる危険性があり、 国において早急に是正するべきではない 国が本来果たすべき役割に係るものである か。

匹 を公開することは差し支えないか。 1 れるため、 ることから、 る例もある。 前答弁書の三及び四において、 その法的根拠である要綱や総務省自治行政局住民制度課の作成した質疑応答集を配 インターネット等での公開は行っていない」とあるが、 市区町村が公開することに差し支えがあるならば、 「個人番号カード交付事業費補助金は市町村に対して交付するものであ なお、 一部の市区町村では、 住民や議会から有料の根拠を問 その理由をお教え願 市区町村の判断で、 いたい。 市区 一町村が 布 公開 1 詰 汝要綱 して

五 例 め、 は、 個 \mathcal{O} 人番号力 個 制定は不要と平成二十七年の総務省の指導があったためと考えられる。 機構 同 人番号カードの再交付手数料八百円は、 電 子証明 か らの委託に基づき市区町村において徴収することとなるため、 K 書の の再交付に伴う電子証明書 再発行手数料二百円は地方公共団体情報システム機構 の再発行手数料二百円は規定されてい 市区町村の手数料条例に規定されてい 電子証明書については手数料条 (以 下 「機構」 ない。 るが、 規定し という。 確認する限り、 な 1 が定 理 亩

方、 地方自治法第二百三十五条の四第二項において、 「債権の担保として徴するもののほか、 普通地

方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、 法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管

することができない」と規定されている。

収 た、 なること、 たとえ機構からの委託に基づこうが、一時的な預り金であろうが、 住民から市区町村の職員が手数料を徴収して、二百円の現金を保管することは、 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律又は同施行令等の規定もな 住民から徴収した手数料分を職員が横領するなどの問題が生じる危険性が生じることから、 また、 上記のとおり、 個人番号カード交付事業費補助金と住民からの手数料の二重取りや誤徴 手数料条例に規定することなく、 会計処理が 不明. 地方自治 確 ま

法上も問題ではないか。

右質問する。